直轄事業負担金に関する国の説明は不十分

資料1

このままでは、負担金の支払いをストップせざるを得ない!!

平成21年5月13日、国土交通省から東京都に対し、平成21年度の直轄事業負担金に関する説明会が開催されたが、具体的な内容に乏しく、4月30日に受領した直轄事業負担金に係る予定額通知の疑問点は全く解消されなかった。

東京都は、直轄事業負担金の支払いについて、従来から以下のとおり主張している。

工事に係る負担金と維持管理に係る負担金を明確に区分し、維持管理に係る負担金は廃止

工事に係る負担金は、内訳明細を明らかにしたうえで、適正な額のものについてのみ支払う

しかし、今回の説明を受けても、支払いの前提となる内訳明細が全く分からないのみならず、廃止を主張している 維持管理に係る部分を明確に区分することができないままである。

また、説明会の席上で、直轄事業負担金の内容等を記した「直轄事業負担金について」(別紙)の説明があったが、これまでの疑問点が解消されるどころか、さらに、以下のような疑問点が新たに生じることとなった。

人件費

なぜ、国の職員の退職金を負担するのか(国庫補助事業では、退職金は補助対象外)。

「本局の一部(管理職は含まれない) 関東技術事務所、国土技術政策総合研究所の一部について地方負担を頂いている。」とあるが、なぜ、事業に直接関係のないと考えられる人件費を地方が負担するのか。

営繕宿舎費

なぜ、宿舎や事務所の経費を負担するのか(国庫補助事業では宿舎や土木出張所の庁舎は補助対象外)。

その他

工事費や業務取扱費が、具体的にどのような支出に充当されているのか全く分からない。 (例えば、業務取扱費に「諸謝金」とあるが、だれに対するどのような謝金なのか。)

囲みの数字は、別紙の 囲みの数字に対応